

震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について

1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは？

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、消防法により許可された場所（危険物施設）以外では禁止されています。

ただし、消防長等の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な危険物の貯蔵・取扱いが可能となります。

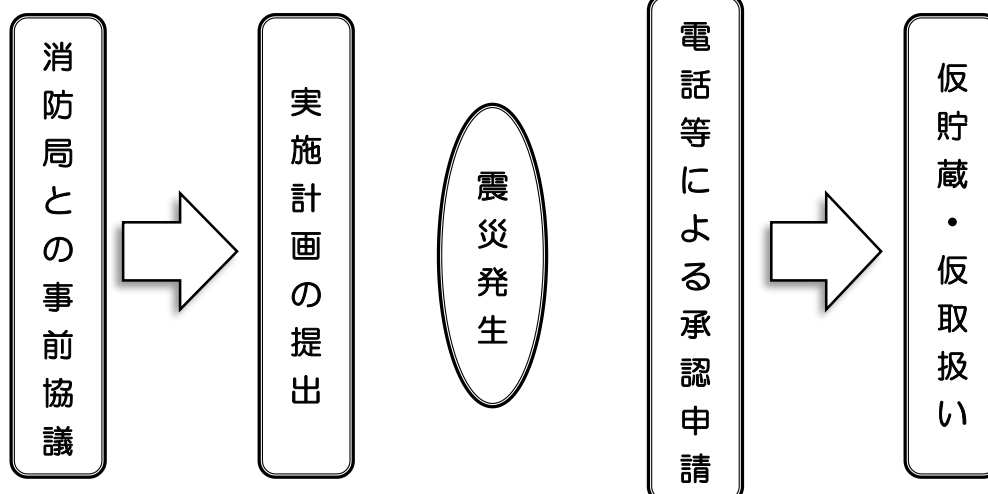


【ドラム缶による燃料の一時的な例】

2 東日本大震災では…

給油取扱所等の危険物施設が大きな被害を受けたことや被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶から手動ポンプを用いての給油等、平常時とは異なる危険物の取扱いや、避難所等をはじめ危険物施設以外の場所で一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなど、危険物の仮貯蔵・仮取扱い等が数多く行われました。

3 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱い等を迅速に行うためには



震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱い等を行おうとする事業者が、震災時等に想定される仮貯蔵・仮取扱い等の内容やその安全対策等を定めた実施計画を事前に消防局に提出することにより、震災時等における仮貯蔵・仮取扱い等の承認申請が電話連絡等で可能になりました。

なお、震災時等に危険物施設において、設備等の故障に備えてあらかじめ準備された代替機器を使用する計画がある場合や、停電に備えて非常用電源及び手動機器を使用する計画がある場合は、事前に市町村長の許可等を受けることにより、仮貯蔵・仮取扱い等の承認申請は必要としません。

【実施計画の作成等については、下記までお問い合わせください】



宮崎市消防局 予防課 保安係

住所：宮崎市和知川原一丁目64番地2

電話：0985-32-4905

